

法人からのご寄付について

「法人」からのご寄付につきましては、ご寄付が当該事業年度の損金に算入できます。税法上の区分で下記の2通りの方法があり、お申し込みの際にどちらかをご指定いただくこととなります。

1. 特定寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）
2. 指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる = 受配者指定寄付金）

1. 特定寄付金（寄付金の一定の限度額まで損金に算入できる）

ご寄付が、法人の損金枠内でまかなえる場合には、比較的短時間で事務処理が可能となるこの方法がご利用になれます。

（一般の寄付金の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで損金として算入できます。）

国税庁ホームページ 「特定公益増進法人に対する寄附金」もご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>

(1) お申し込みの流れ

1. 本学所定の「寄付申込書」に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご送付ください。日本私立学校振興・共済事業団宛の「寄付申込書」は不要です。
2. 本学所定の「寄付金振込依頼書（複写式）」に必要事項をご記入の上、最寄の金融機関からお振込みください。
※みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、三井住友銀行の本支店からお振込みの場合は、手数料は無料です。
3. この方法によるご寄付においては、早稲田大学発行の「領収書」と文部科学省の「特定公益増進法人証明書（写）」によって決算の手続きができます。

(2) ご入金の確認

ご入金の確認でき次第、本学より下記の書類3点をお送りします。

ご入金確認後
約2週間

①領収書 ②受入通知書&特定公益増進法人証明書（写） ③お礼状

※ ①②は決算手続時に必要な書類です。

特定寄付金の場合の損金算入限度額

①資本基準額 = 資本金額（期末資本金額 + 期末資本積立額）× 2.5/1000

②所得基準額 = 当期所得金額 × 5.0/100

③上記①および②から

（資本基準額 + 所得基準額）× 1/2 = 特定公益増進法人に対する寄付金の特別損金算入限度額